

奈良県告示第二百四十七号

美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第十二条の三第二項に規定する講習会を次のとおり指定した。

令和元年九月二十日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 主催者の名称及び所在地  
公益財団法人美容師美容師試験研修センター  
東京都江東区有明三―七―二六 有明フロンティアビルB棟九階
- 二 会場の運営及び窓口となる事務所の名称及び所在地  
公益財団法人美容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所  
大阪市中央区谷町一―三―一 双馬ビル四階四〇一号室
- 三 講習日程及び講習科目

1 日程

第一日	令和二年三月二日
第二日	令和二年三月十六日
第三日	令和二年三月二十三日

2 科目

公衆衛生	四時間
美容所の衛生管理	十四時間

四 講習会場

奈良県産業会館

大和高田市幸町二―三三 電話 ○七四五―三二―二七二七

五 講習予定人員 七十人

六 講習料 一万六千円

七 受講についての問合せ先

公益財団法人美容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所

大阪市中央区谷町一―三―一 双馬ビル四階四〇一号室

電話 ○六一六九四二―六四五三